

令和6年12月3日

お客さま 各位

大阪シティ信用金庫

「スマートフォン口座開設の普通預金に係る特約」の一部改定に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、お客さまの利便性の向上を図るためスマートフォン口座開設の本人確認機能にマイナンバーカード読取機能を追加しました。また、お客さまが開設する口座に関して総合口座を対象とする記載を追加しました。これに伴い、下記のとおり「スマートフォン口座開設の普通預金に係る特約」の一部を改定いたしますのでお知らせします。

ご不明な点がございましたら、当金庫の営業店窓口にお問い合わせください。

記

1. 改定する特約

スマートフォン口座開設の普通預金に係る特約

2. 改定日

令和6年12月3日（火）

3. 改定内容（関係条項を抜粋）

（1）特約の適応範囲を追加いたします。

「スマートフォン口座開設の普通預金に係る特約」改訂箇所のみ

1. 基本

（1）この特約は「信用金庫口座開設アプリ」（以下、「口座開設アプリ」という）から開設した大阪シティ信用金庫（以下、「当金庫」という）の普通預金口座および総合口座に適用される事項を定めるものです。

（2）この特約は「普通預金規定」および「総合口座取引規定」の一部を構成するとともに同預金規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各預金規定が適用されるものとします。

（3）この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは普通預金規定および総合口座取引規定に従います。

2. 利用対象

- ①満 18 歳以上 75 歳以下で、運転免許証またはマイナンバーカードをお持ちの方
- ⑧普通預金規定および総合口座取引規定

5. 印鑑の届出

本口座の印鑑の届出は運転免許証で本人確認を行った場合はスマートフォン
のカメラ機能を使って撮影した印影および印鑑票の提出により行います。
マイナンバーカードを利用して本人確認を行った場合は、別途当金庫から郵送に
て印鑑票を送付し、押印のうえ返信していただきます。
印鑑票の返信がない場合は口座開設を中止させていただきます。

以 上